

目次

告 示

- 公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の指定……………（雇用・産業人材育成課）…121
- 公共測量の終了の通知……………（農村計画課）…122
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…同

公安委員会関係

規 則

- 山形県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則……………同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（中央病院）…123

告 示

山形県告示第116号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和7年2月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業 種	職 種	市町村の区域
58－飲食料品小売業	099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	鶴岡市
58－飲食料品小売業	072製品製造・加工処理工（食料品等）	上山市
58－飲食料品小売業	099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	同

注 業種は日本標準産業分類（令和5年7月総務省告示第256号）の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類の中分類に定める区分による。

2 指定年月日

令和7年1月10日

山形県告示第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年 2 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
東置賜郡川西町大字西大塚、大字大塚、大字下小松及び大字小松地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和 6 年 7 月 10 日から令和 7 年 1 月 31 日まで
- 3 作業の種類
公共測量（確定測量図作成）

山形県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 2 月 21 日から同年 3 月 7 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市西落合字中之坪65番 2 から 同 屋敷564番 1 まで	旧	50.0 メートル } 14.0	343 メートル
同 上	新	50.0 メートル } 14.5	同 上

山形県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 2 月 21 日から同年 3 月 7 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 南陽市西落合字中之坪65番 2 から
同 屋敷564番 1 まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 2 月 21 日

公安委員会関係

規 則

山形県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 21 日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第 2 号

山形県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則

山形県公安委員会公文書管理規則（令和 2 年 3 月県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中第 6 項を第 8 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 公文書は、他の法令等の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。第10条第2項において同じ。）により作成し、又は取得することが規定されている場合、当該公文書を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第10条第2項及び第14条第4項において同じ。）により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、電磁的方法により作成し、又は取得するものとする。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 7 公文書の作成に当たっては、反復利用が可能な様式、資料等の情報を、当該情報を電子計算機に備えられたファイルに記録し、電気通信回線を通じて他の職員が閲覧することができるようにするものとする。

第10条に次の 1 項を加える。

- 2 公文書は、他の法令等の規定において書面等により保存することが規定されている場合、当該公文書を電磁的方法により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、電磁的方法により体系的に保存するものとする。

第14条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 文書管理者は、電磁的記録（電磁的方法により作られた記録をいう。）である公文書ファイル等を知事に移管する場合には、暗証番号の設定、暗号化等の保護措置の解除その他の当該公文書ファイル等を一般の利用に供するために必要な措置を講ずるものとする。

第15条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 公文書ファイル管理簿は、公文書管理システム（公文書の取得、作成、保存、移管、廃棄等に係る業務を統一的に処理するシステムをいう。）をもって調製するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に作成し、又は取得した文書の管理については、なお従前の例による。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、感染性廃棄物収集運搬業務及び処分業務委託の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年 2 月 21 日

山形県立中央病院長 鈴木 克 典

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 2 階会議室 1
(2) 日時 令和 7 年 4 月 2 日（水）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び予定数量

イ 感染性廃棄物の収集運搬業務

(イ) ポリ容器	黄色バイオハザードマーク（20リットル）	約2,350個
(ロ) ポリ容器	（34.1リットル）	約200個
(ハ) ポリ容器	黄色バイオハザードマーク（50リットル）	約150個
(ニ) ポリ容器	赤色バイオハザードマーク（20リットル）	約20個
(ホ) ポリ容器	赤色バイオハザードマーク（50リットル）	約150個
(ヘ) 段ボール	（50リットル）	約10,900個
(ト) 段ボール	（80リットル）	約20,200個

ロ 感染性廃棄物の処分業務

(イ) ポリ容器	黄色バイオハザードマーク（20リットル）	約2,350個
(ロ) ポリ容器	（34.1リットル）	約200個
(ハ) ポリ容器	黄色バイオハザードマーク（50リットル）	約150個
(ニ) ポリ容器	赤色バイオハザードマーク（20リットル）	約20個
(ホ) ポリ容器	赤色バイオハザードマーク（50リットル）	約150個
(ヘ) 段ボール	（50リットル）	約10,900個
(ト) 段ボール	（80リットル）	約20,200個

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで

(4) 入札方法 (1)のイの(イ)から(ト)まで及びロの(イ)から(ト)までごとの1個当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、(1)のロの(イ)から(ト)の産業廃棄物のうち中間処理を行わず直接最終処分を行うものがある場合は、当該産業廃棄物の処分業務に係る落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から1個当たりの産業廃棄物税額を差し引いた金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から1個当たりの産業廃棄物税額を差し引いた金額の110分の100に相当する金額に1個当たりの産業廃棄物税を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。

(3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入義務のない者を除く。）。

(4) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。

(7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(8) 2の(1)のイの役務に係る営業に関し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定により必要な許可（以下「本件収集運搬業の許可」という。）及び2の(1)のロの役務に係る営業に関し同条第6項の規定により必要な許可（以下「本件処分業の許可」という。）を受けていること。ただし、本件処分業の許可を受けていない者にあっては、その者が本件収集運搬業の許可を受けていること並びにその者が落札した場合において2の(1)のロの役務を履行することとなる者が本件処分業の許可を受けていること及び適正に当該役務を履行することを証明できること。

- (9) この公告による他の入札参加者に係る入札において、2の(1)のロの役務を履行する者となっていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院事務部総務課施設係 電話番号023(685)2626代
山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年3月3日（月）午後3時まで、4の場所に提出すること。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。なお、本件処分業の許可を受けていない者が落札者となった場合は、2の(1)のイ及びロの役務を履行する者ごとに契約を締結するものとする。
- (4) 契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、この契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (7) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Collection, transportation and disposal of infectious waste: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. April 2, 2025
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023(685)2660

令和7年2月21日印刷
令和7年2月21日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県